

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年8月30日

香川県監査委員 木下典幸  
同 大西均  
同 五所野尾 恭一  
同 都築 信行

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和3年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 手当について 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる過大支給があった。（保健体育課）</p> <p>イ 収入について （ア）現金受払簿について、領収書と現金との照合ができていないものがあつた。（香川中部養護学校） （イ）代替証券を受領したにもかかわらず、証券受払簿に登録していないものがあつた。（生涯学習・文化財課）</p> <p>ウ 財産について パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあつた。（教委総務課）</p>	<p>ア 手当について 直ちに戻入手続きを行った。今後は、複数職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 収入について （ア）直ちに現金受払簿の訂正を行った。今後は領収書と現金との照合を徹底する。 （イ）直ちに証券受払簿への登記を行った。今後は適正な事務処理に努める。</p> <p>ウ 財産について 今後は適正な事務処理に努める。</p>
検討指示事項	<p>ア 収入について 高等学校等奨学金について、収入未済額の増加が続いていることから、その改善に向けた対策を検討されたい。（高校教育課）</p>	<p>ア 収入について 高等学校等奨学金の未収金対策として、現在、大学生奨学金事業所管課など関係課とともに、口座振替を導入するための検討を行っているところである。 引き続き、貸付時に生徒本人に制度について説明を行うことを徹底するとともに、貸付状況と長期滞納事例について現状分析を行い、必要に応じた対策を検討する。</p>